

ホッケー国際大会・全国大会等運営経費補助金交付要綱

制定 令和4年7月1日区長決定

要綱第199号

改正 令和6年3月1日部長決定

要綱第57号

(目的)

第1条 この要綱は、区の応援競技であるホッケーの振興および全国・世界各地のホッケー競技者とその家族が区に訪れる機会創出のため、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場にて実施されるホッケー国際大会・全国大会等の運営経費について補助金を交付するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業)

第2条 この要綱に定める補助金の交付対象経費は、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場にて実施され、公益社団法人日本ホッケー協会、一般社団法人東京都ホッケー協会およびこれに準ずる団体が主催する次に掲げる大会の運営経費とする。

- (1) 国際大会
- (2) 全国大会
- (3) その他区長が認める大会

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で区長が定める。

(交付回数)

第4条 助成金の交付回数は同一の大会につき一回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、大会の実施前にホッケー国際大会・全国大会等運営経費補助金交付申請書（第1号様式）に、別に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、団体の代表者が行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の申請を受けた場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適正と認めたときは、補助金の額を決定し、ホッケー国際大会・全国大会等運営経費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、ホッケー国際大会・

全国大会等運営経費補助金交付請求書（第３号様式）を区長に提出しなければならない。

- ２ 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに内容を審査し、当該交付決定者に補助金を交付する。

（実績報告書等）

第８条 第５条第１項の規定による申請をし、補助金の交付を受けた者（以下「補助交付者」という。）は、当該大会の終了後３０日または当該大会が開催された年度の末日のいずれか早い日までにホッケー国際大会・全国大会等補助事業実績報告書（第４号様式）に大会開催の実績がわかる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- ２ 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認定したときは、助成金の額を確定し、ホッケー国際大会・全国大会等運営経費補助金確定通知書（第５号様式）により当該補助交付者に通知する。

（補助金の交付決定等の取消しおよび返還）

第９条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（１） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２） その他区長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

- ２ 区長は前項の規定により取消しを決定した場合は、理由を付して、ホッケー国際大会・全国大会等運営経費補助金交付内容全部・一部取消決定通知書（第６号様式）により、当該交付決定者に通知する。

- ３ 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めてホッケー国際大会・全国大会等運営経費補助金返還金請求書（第７号様式）により、その全部または一部の返還を命ずることができる。

（１） 第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき。

（２） 補助金交付済額が補助金確定額を超えるとき。

- ４ 交付決定者は、前項の規定による補助金返還請求があった場合は、区長が指定した期限までに、区長が定める方法により返還しなければならない。

（書類の整備等）

第１０条 主催者は、補助金にかかわる収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、該当収入、支出等についての証拠書類を整備し、および保管しておかなければならない。また、区長の要求があったときは、当該補助事業の遂行状況について書面で区長に報告しなければならない。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より適用する。